

一般事業主行動計画

【次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法】

令和8年1月

社会福祉法人 三富福祉会

全職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図ることができ、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8年1月1日～令和11年12月31日までの4年間

2 計画内容

目標 1 男性職員の育児休業取得率を 40%以上とする。

«取組内容»

令和 8 年 1 月～ 育児・介護休業法等に基づく諸制度を職員に周知させる。

令和 9 年 1 月～ 職員の意識改革のための研修の実施

令和10年 1 月～ 計画的な長期休業を取れる体制の構築

令和11年 1 月～ 法人機関紙などにより取り組み事例の紹介

目標 2 フルタイム職員の時間外労働時間を一人各月45時間未満とする。

«取組内容»

令和 8 年 1 月～ 時間外労働の発生となる原因を分析し、対策を検討する。

令和 9 年 1 月～ 業務効率化のための研修会の実施

令和10年 1 月～ 管理者会議で状況を共有し、更なる対策を協議する。

令和11年 1 月～ 支援者の事務軽減と効率化及び利用者サービスの向上のため、DX を促進させる。

目標3 管理職に占める女性の割合を40%にする。

«取組内容»

令和8年1月～ 管理職に求められる役割の理解と知識の習得管理職育成を目的としたキャリア研修の実施。

令和9年1月～ 管理職の業務を見直し、仕事と家庭の両立が出来る体制の構築

令和10年1月～ 労働生産性を重視した公平な人事評価制度の構築

令和11年1月～ ロールモデルとなる女性管理職と女性労働者との交流の機会の設定等により、成功事例を共有する。